

平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 住宅性能に係る評価基準  
 主な変更等の履歴

・更新月日：6月5日

ページ (変更後)	項目	主な変更内容		変更理由
		変更前	変更後	
P2	1.構造躯体等の劣化対策 1-1.木造 評価基準 f.床下	ただし、床下がひび割れ等による隙間が生じていないコンクリートで覆われており、床下木部が湿潤状態 <sup>※4</sup> になく、維持保全の強化 <sup>※2</sup> を図る場合はこの限りではない。	(ただし書きを削除)	床下がひび割れ等による隙間が生じていないコンクリートで覆われていない場合でも評価基準に適合するため
P28	4.維持管理・更新の容易性 4-2.共同住宅等 評価基準 b.共用配管の構造(1)、(2)	ただし、現状支障なく使用できている場合に限り、将来的に上記を満たすよう更新することとし、その内容を維持保全計画に記載する場合は <u>この限りではない。</u>	ただし、現状支障なく使用できている場合に限り、将来的に上記を満たすよう更新することとし、その内容を維持保全計画に記載する場合は <u>当該基準は適用しない。</u>	表現の統一
P31	6.可変性 評価基準	現状よりも天井高さを低くしないこと。	次の(1)、(2)のいずれかに適合すること。 (1) 現状よりも天井高さを低くしないこと。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ① 躯体天井高さ=2,650mm 以上 ② 居室天井高さ=2,400mm 以上	増改築認定基準に適合していれば評価基準にも適合するため

・更新月日：6月12日

ページ (変更後)	項目	主な変更内容		変更理由
		変更前	変更後	
P3	1.構造躯体等の劣化対策 1-1.木造 評価基準/認定基準 f.床下(2)	厚さ0.1mm以上の防湿フィルム	厚さ0.1mm以上の防湿フィルム(重ね幅を300mm以上とし、厚さ50mm以上のコンクリート又は乾燥した砂で押さえたものに限る)	住宅性能表示制度の評価方法基準を一部簡略化して記載していたものを正確に記載
P23	3.省エネルギー対策 評価基準 (2)改修タイプ 【早見表における改修メニューの仕様例】、備考※1、※7 (計3箇所)	(平成28年4月1日国交省告示第266号)	(平成28年1月29日国交省告示第266号)	告示公布日の正誤対応

・更新月日：8月3日

ページ (変更後)	項目	主な変更内容				変更理由
		変更前		変更後		
P14	1.構造躯体等の劣化対策 1-3.鉄筋コンクリート造 別表8(評価基準/一定の品質管理がなされていない) (い)項:「50年以上60年未満」~「90年以上100年未満」、(ろ):「最小かぶり厚さ:30mm以上40mm未満」の値	50年以上 60年未満	14mm	50年以上 60年未満	15mm	数値の正誤対応
		60年以上 70年未満	15mm	60年以上 70年未満	16mm	
		70年以上 80年未満	16mm	70年以上 80年未満	17mm	
		80年以上 90年未満	17mm	80年以上 90年未満	18mm	
		90年以上 100年未満	18mm	90年以上 100年未満	19mm	